

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

日高村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 日高村全域

(1) 現 況

本地域は、高知市の西方16kmにあり、高岡郡の東部に位置しており、東部及び北部に一級河川仁淀川が流れている。地形は15～400mの平地及び山間地域であり、中央部を仁淀川の支流である「日下川」が流れている。気候は温暖で、中央部では、稲作や高糖度トマト等の施設園芸が盛んに行われ、また、山間地では、地形を生かし、「茶」の栽培が行われている。一方で農業従事者の高齢化が進んでおり、後継者不在等による遊休農地の発生が懸念されることから、「農道・水路等の地域資源の基礎的保全活動や質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化の活動」「農業生産活動を将来に向けて維持するための活動」「環境保全型農業の取組」など、多面的機能が適切に発揮される取組が必要である。

(2) 目 標

本地域では、多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域共同による保全管理体制の拡充・強化や長寿命化に向けた地域ぐるみでの取組などにより、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。また、本地域の中山間地域等の条件不利地域においては、集落協定や農業者などの合意形成による集落営農の取組などにより、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動の継続的な実施を支援する。併せて、法第3条第3項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	日高村全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 地域振興立法地域

特定農山村地域 旧能津村

(イ) 特認地域

旧日下村 旧加茂村

イ 対象農用地

(7) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、傾斜度が田にあっては 1 / 1 0 0 以上 1 / 2 0 未満、畑、草地及び採草放牧地にあっては 8 度以上 1 5 度未満の農用地。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8 %以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地

2 集落協定の共通事項

認定農業者に準ずる者とは、年間農業従事 1 5 0 日以上、2 0 0 万円以上の農業所得を有する者で、中山間地域の実情に合わせて村長が認定する者とする。

3 その他必要な事項

土地改良通年施工に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。

次の 1 から 4 の取組を集落協定に位置付ける場合は、各項目に示す事項について、集落協定に記述する。

1. 土地改良事業

(1) 事業の目的

(2) 事業の実施主体

(3) 実施する事業種目、事業内容及び事業規模

2. 災害復旧事業

(1) 事業の目的

(2) 事業の実施主体

(3) 実施する事業種目、事業内容及び事業規模

3. 地目の変更

(1) 耕作者（所有者）名

(2) 変更前後の地目及び面積

4. 集落相互の連携

(1) 近隣の担い手のいる集落等との連携（当該集落名、連携の活動内容、スケジュール）

(2) 農業公社、NPO 法人、農作業受委託組織、民間法人等の集落協定への参加・連携

（当該法人名、連携の活動内容、参加内容、スケジュール）

(3) 近隣の小規模な集落協定との統合・連携